

法務省民商第1719号  
平成22年7月16日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

商業・法人登記事務の集中化の実施に伴う経過的な商業・法人登記事務の取扱いについて（依命通知）

平成20年3月5日付け法務省民商第774号民事局長通達「法務局及び地方法務局における商業・法人登記事務の集中化の実施に伴う商業・法人登記事務の取扱い等について」（以下「通達」という。）記第2に規定する取扱い（通達記第2の1の（1）のオ及び5の（1）の取扱いを除く。）については、通達記第1に規定する適用期間（集中化を実施する登記所ごとに、集中化後2年を経過する日までの期間）の経過後も、当分の間、実施することとされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。